

権利関係⑧ 「連帯債務・保証・連帯保証」

1. 連帯債務とは？
2. 連帯債務者の一人に生じた事由が他の連帯債務者に対する影響は？
3. 保証債務の成立とは？
4. 保証債務の性質は？
5. 保証債務の範囲
6. 分別の利益とは？
7. 連帯保証とは？
8. 連帯保証の成立、性質、効力は？



1. 連帯債務とは

- ①債権者が、複数の債務者の一人または全員に対して、同時に又は順次に債務の全部または一部の履行を請求できるような債務
- ②各連帯債務者の負担部分は、相互間の特約で定める。特約がない場合は平等と推定
- ③他の連帯債務者の負担部分まで負担した連帯債務者は、それぞれが負担する部分について、求償できる

2. 原則：連帯債務者に生じた事由は、他の連帯債務者に影響しない(相対効)

例外：「弁済」「相殺」「混同」「更改」のいずれかの事由が連帯債務者の一人に生じた場合は、他の連帯債務者に影響を与える(絶対効)

4. 保証～①保証債務は保証人と債権者との間で保証契約を締結することで成立。主たる債務者からの委託がなくても、主たる債務者の意思に反しても保証契約はできる
- ②保証契約は、書面又は電磁的記録でなければ効力を生じない

5. 保証債務の性質

附従性	①主たる債務が成立しないと、保証債務も成立しない ②主たる債務が消滅すると、保証債務も消滅する ③主たる債務について生じた理由は、原則として保証人にも効力が及ぶ ④主たる債務の内容が軽く変更されると、保証債務の内容も軽くなる ⑤主たる債務の内容が重く変更されても、保証債務の内容は重くならない 等
随伴性	主たる債務が移転すると、保証債務も移転する (新債権者に対して保証債務を負う)
補充性	①催告の抗弁権～債権者が保証人に請求してきた場合に、保証人は主たる債務者に催告してくれと行って、請求を拒むことができる ②検索の抗弁権～債権者が主たる債務者に催告した後でも、保証人が主たる債務者に弁済の資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、債権者は、まず、主たる債務者の財産について執行しなければならない

6. 保証債務の範囲 7. 分別の利益

保証債務の範囲	①主たる債務と従たるもの(利息・違約金・損害賠償等) ②保証人は保証債務についてのみ、違約金又は損害賠償の額を定めることができる
分別の利益	保証人が数人いる場合を共同保証という。この場合、原則として各保証人は、主たる債務の額を保証人の頭数出割った額についてのみ、保証債務を負担すればよい

8. 連帯保証とは

主たる債務者と連帯して債務を保証する保証債務

9. 連帯保証の成立～連帯保証債務も、書面又は電磁的記録で、債権者と連帯保証人との間で連帯保証契約を締結することで成立

9. 性質・効力

性質	附従性・随伴性は保証債務と同じだか、補充性は認められない * 連帯保証人は、催告の抗弁権・検索の抗弁権を使うことはできない
分別の利益	連帯保証人には分別の利益がない。連帯保証人が複数人いる場合は、債権者は全員に対して全額請求することができる
連帯保証人に生じた効果	連帯保証人に弁済・相殺・混同・更改があると、主たる債務者に対して効果が生じる(絶対効)